

第241回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 令和5年7月5日（水） 午後3時～午後3時52分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 佐野克彦、田崎輝夫、木野綾子、大沢昌玄、小林みつぐ、藤井たかし、
かしままさお、吉田ゆりこ、たかはし純、島田拓、嶋村英次、関洋一、
安村満里子、相原和彦、小川善昭、瓦井隆司、野島久成、有川高利、
横倉尚、川津亮、練馬消防署長、練馬警察署長（代理）
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 0人
- 6 議案
議案第504号（諮問第504号） 東京都市計画緑地の変更（練馬区決定）
〔第102号 松山の森緑地の追加〕
議案第505号（諮問第505号） 東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）
〔高野台一丁目地区地区計画〕
議案第506号（諮問第506号） 東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）
〔高野台一丁目地区地区計画関連〕
議案第507号（諮問第507号） 東京都市計画高度地区の変更（練馬区決定）
〔高野台一丁目地区地区計画関連〕
議案第508号（諮問第508号） 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（練馬区決定）
〔高野台一丁目地区地区計画関連〕
議案第509号（諮問第509号） 東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）
〔春日町六丁目地区地区計画〕
- 7 報告事項
重点地区まちづくり計画の案について
〔補助156号線沿道周辺地区〕

第241回都市計画審議会（令和5年7月5日）

○会長 皆様、本日は御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から第241回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

それでは、事務局から委員の出席状況などにつきまして報告をお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、私から委員の出席状況から御報告申し上げます。

ただ今の出席委員数は22名でございます。当審議会の定足数は13名でございますので、本審議会は成立しております。

続きまして、委員の変更について御案内いたします。

6月7日付で練馬区議会選出委員の選任があり、当審議会の委員に委嘱することとなりました方を御紹介させていただきます。

小林みつぐ委員でございます。

○小林委員 小林です。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 藤井たかし委員でございます。

○藤井委員 よろしく申し上げます。

○都市計画課長 かしままさお委員でございます。

○かしま委員 かしまです。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 吉田ゆりこ委員でございます。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 たかはし純委員でございます。

○たかはし委員 たかはしです。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 島田拓委員でございます。

○島田委員 島田です。よろしくお願いいたします。

委嘱状につきましては各委員の机上にお配りしておりますので、御確認のほどをお願い

いたします。

続きまして、区の4月1日付および6月15日付で人事異動がございました。幹事を務める区職員に変更がありましたので、御紹介いたします。

初めに、都市整備部でございます。都市整備部長、建築・開発担当部長を兼務いたします池上幹朗でございます。

○都市整備部長 池上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○都市計画課長 交通企画課長、青木淳也でございます。

○交通企画課長 青木でございます。よろしく願いいたします。

○都市計画課長 建築・開発担当部でございます。開発調整課長、田中淳でございます。

○開発調整課長 田中でございます。よろしく願いいたします。

○都市計画課長 環境部でございます。環境部長、小暮文夫でございます。

○環境部長 小暮でございます。よろしく願いいたします。

○都市計画課長 土木部でございます。土木部長、小山和久でございます。

○土木部長 小山でございます。どうぞよろしく願いします。

○都市計画課長 道路公園課長、大野貴でございます。

○道路公園課長 大野でございます。よろしく願いいたします。

○都市計画課長 特定道路課長、内田亮でございます。

○特定道路課長 内田でございます。よろしく願いいたします。

○都市計画課長 どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の案件に関連して出席している区職員を御紹介いたします。

議案第505から508号東京都市計画地区計画の変更（高野台一丁目地区地区計画）（練馬区決定）に関連して出席をさせていただいております、医療環境整備課長、内田勝幸でございます。

○医療環境整備課長 内田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○都市計画課長 最後に、案件に先立ちまして、本日机上に配布している資料を御案内さ

させていただきます。3点置かせていただいております。

1点目が「練馬区都市計画図1・2」でございます。令和5年度最新版を御用意いたしましたので、本日お配りしているものをお持ち帰りください。なお、本都市計画図につきましては、毎回、事務局で用意させていただいております。次回の審議会に御持参していただく必要はございません。

2点目が「練馬区まちづくり条例の運用状況」、3点目が「練馬区公共施設等景観形成方針の運用状況」でございます。令和4年度分を取りまとめましたので、本日御報告するものでございます。資料配布をもって報告とさせていただきます。後ほど御確認いただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと存じます。案件表のとおり進めたいと存じますので、よろしく願いいたします。

本日の案件は、議案が6件、報告事項が1件でございます。

それでは、初めに議案第504号、東京都市計画緑地の変更（第102号松山の森緑地の追加）（練馬区決定）につきまして、説明をお願いいたします。

○みどり推進課長 それでは、私から議案第504号説明資料によりまして、松山の森緑地の都市計画緑地の追加について御説明いたします。

本件につきましては、昨年12月23日開催の当審議会に都市計画原案を報告した案件となります。なお、3ページ目以降の理由書、計画書、位置図、計画図につきましては、原案からの変更はございません。

1、概要です。石神井台八丁目にある松山憩いの森の一部、約0.24haの区域を、みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、都市計画緑地に追加するものです。

2、都市計画の変更内容につきましては、恐れ入りますが、4ページをお願いいたしま

す。東京都市計画緑地に松山の森緑地を下の図のとおり追加するものです。種別は緑地、名称、位置、面積は記載のとおりです。樹林地の保全を目的としております。下段の新旧対照表はお目通しください。

3 ページ、都市計画の案の理由書になります。

1、種類・名称につきましては、記載のとおりです。

2、理由につきましては要旨を御説明いたします。全文は後ほどお目通しいただければと思います。練馬区都市計画マスタープランにおきまして、本計画地を含む第7地域は、公園の整備等を推進するとともに、みどりの保全と創出を課題としております。また、練馬区みどりの総合計画で、特に希少な樹林地は都市計画緑地として保全に努めるものとしております。本計画地は平成11年から市民緑地として広く区民の皆様の利用に供されているものであり、みどりのネットワークの形成、住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、都市計画緑地に追加するというものになります。

恐れ入ります、5 ページをお願いいたします。位置図になります。富士街道の南側、石神井台小学校のすぐ北東に位置しております。

6 ページをお願いいたします。計画図です。緑色で囲った区域が今回計画変更区域として追加する区域です。

7 ページには現況写真を載せております。黄色の範囲が現在の憩いの森の区域となっております。今回は、権利者の方に都市計画緑地への追加について合意をいただいている緑色の区域を計画区域としております。緑色と黄色の差の部分につきましては、今回の都市計画には含めず、引き続き憩いの森として開設してまいります。

恐れ入ります、1 ページにお戻りください。3、これまでの経過と今後の予定です。昨年12月に当審議会に原案を御説明させていただき、本年1月に原案の公告・縦覧・意見書・公述の申出受付、地域での説明会を行いました。意見書の提出、公述の申出はありませんでした。3月に東京都知事の協議を終え、5月に計画案の公告・縦覧を行いました。こちらにつきましても意見書の提出はありませんでした。本日、当審議会にお諮りいたし

まして、8月に都市計画決定・告示を予定しております。

4、議案、5、添付資料につきましては、ただ今御説明したとおりになります。

6、その他です。都市計画変更後、整備方針の優先整備区域として位置付ける手続を行います。

御説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。説明は終わりました。御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(発言する声なし)

○会長 よろしいですか。

それでは、特に御発言がないということですので、議案第504号につきましてお諮りいたします。

議案第504号につきましては、案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

続きまして、議案第505号、東京都市計画地区計画の変更（高野台一丁目地区地区計画）についてでございます。これは、本議案に続く議案第506号から508号までが関連議案となっております。議案第506号が同地区計画関連の用途地域の変更に関わるもの、それから、議案第507号が同地区の高度地区の変更に関わるもの、議案第508号が防火地域及び準防火地域の変更に関わるものということで、四つの議案が関連案件ということになっております。つきましては、議案505号から議案第508号まで一括説明、一括質疑をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

では、説明をお願いいたします。

○東部地域まちづくり課長 それでは、議案505号から508号、高野台一丁目地区地区計画等の都市計画変更について、説明をさせていただきます。

本件につきましては、本年3月16日の本審議会に地区計画等の変更原案を報告し、内容について説明をさせていただきました。その後、原案および案の公告・縦覧・意見書の受付を行いました。意見書の提出はございませんでした。本日は、これまで行ってきた都市計画決定の手続を踏まえ、都市計画変更について諮問をさせていただくものでございます。なお、内容については原案報告時から変更はございません。

では、まずカラー刷りの参考資料②の3ページをお願いしたいと思います。高野台一丁目地区地区計画につきましては、図の青の点線で示されている区域になりますが、こちらは平成2年7月に都市計画決定し、駅前広場等の整備や駅前商業地の形成等を図ってきたところです。平成17年7月に順天堂大学医学部附属練馬病院が開院しまして、地域医療における中核的な役割を果たしております。また、災害発生時には隣接する医療救護所である石神井東中学校にて傷病者のトリアージを行うなど、連携した態勢が取られております。今後想定される大規模災害や感染症等の拡大に備えて、更なる医療提供体制の強化と医療施設の充実を図るため、この度、隣接する順天堂練馬病院および石神井東中学校、これらの区域を追加した、図の赤の点線で示されている区域に地区計画を変更するとともに、関連する用途地域等の都市計画変更を行うものでございます。

では、説明資料にお戻りいただきたいと思っております。

1、概要につきましては先ほど御説明したとおりでございます。

2、対象区域でございます。区域を追加しまして、記載の約7.5haとなるものでございます。

2ページをお願いいたします。

3、これまでの経過でございます。昨年12月に都市計画変更素案の説明会を開催するとともに、地区内の関係者の方々に対しましては個別説明や概要資料等を送付させていただきました。本年3月に都市計画審議会に変更原案を報告した後、原案および案の公告・縦覧・意見書の受付など、都市計画手続を行ってきたところでございます。

4、議案でございます。議案505号から508号までの4件となりまして、それぞれ都市

計画案の理由書、計画書、計画図等を5ページ以降に記載しております。内容については原案から変更ございませんので、お目通しいただければと思います。

では、地区計画等の内容につきましては、先ほどのカラー刷りの参考資料②で説明いたしますので、もう一度お願いしたいと思います。

2ページの中ほどになりますが、従来の地区計画等の変更箇所については赤枠または赤字で記載しております。赤枠または赤字以外の箇所は変更はございません。

3ページ、土地利用の方針でございます。順天堂練馬病院のある地区を医療拠点地区、石神井東中学校のある地区を学校周辺地区として位置付けまして、それぞれ記載のとおり土地利用の方針を定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。地区施設の整備の方針でございます。順天堂練馬病院と西側の住宅地との間に地区施設として追加する幅員4mの緑地を記載しております。

5ページをお願いいたします。今御説明しました緑地の部分と、笹目通りを横切る練馬高野台いきいき歩道橋を歩行者専用道路1号としまして地区施設に位置付けるものでございます。

6ページからは建築物に関する事項になります。①番の建築物等の用途の制限につきましては、医療拠点地区におきまして記載している建築物以外の建築物は建築できないようにいたします。②番、建築物の敷地面積の最低限度につきましては、医療拠点地区では500㎡、学校周辺地区では110㎡に定めるものでございます。

7ページ、お願いします。③番、壁面の位置の制限につきましては、医療拠点地区におきまして隣地境界線までの距離を4m以上に定めます。④番、建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限でございます。これにつきましては、落ち着いた色彩とするものでございます。

8ページ、垣または柵の構造の制限です。道路に面する部分の垣または柵は、生け垣またはフェンス等の透視可能な構造とするものでございます。

9ページ、地区計画の変更と関連する地域地区の変更でございます。図で赤枠の中の地

区につきまして、黄色の網かけをしておりますが、この地区につきまして容積率を200%から300%に、高度地区を20m第2種から30m第3種、準防火地域から防火地域に変更するものでございます。

では、恐れ入ります、説明資料の3ページにお戻りいただきたいと思っております。

5、今後の予定でございます。9月に東京都の都市計画審議会に用途地域の変更について付議を行いまして、10月の都市計画変更・告示を予定しております。

6、添付資料でございますが、参考資料①としまして、39ページに地区の現況写真を添付しております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございます。説明は終わりました。御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(発言する声なし)

○会長 よろしいですか。特にございませんか。

それでは、特に御発言がないようですので、議案第505号から508号につきましてお諮りいたします。

議案第505号から508号につきましては、案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

続きまして、議案第509号、東京都市計画地区計画の変更(春日町六丁目地区地区計画)(練馬区決定)につきまして、説明をお願いいたします。

○東部地域まちづくり課長 それでは、議案第509号になります、春日町六丁目地区地区計画の都市計画変更について説明をいたします。

○東部地域まちづくり課長 本件につきましても、本年3月16日の本審議会に地区計画の変更原案を報告しまして、内容について説明をさせていただきました。その後、原案およ

び案の公告・縦覧・意見書の受付を行いました。意見書の提出はございませんでした。本日はこれまで行ってきた都市計画手続を踏まえまして、地区計画の決定等について諮問をさせていただくものでございます。なお、内容については原案報告時から変更はございません。

では、まず、参考資料②をお願いいたします。図の青の点線で示されている区域が春日町六丁目地区の地区計画の区域になります。平成4年3月に都市計画決定をしまして、道路や公園の整備を行うとともに良好な住宅地の形成を図ってきたところです。その図の中のほぼ中央部分に赤色で示しております地区公園1号変更（拡張）区域につきましては、令和元年に練馬区土地開発公社で取得した土地になります。この度、北側に隣接する地区公園1号であります中ノ宮竹林公園と一体的な整備を図るため、地区公園1号の区域を変更する都市計画変更を行うものでございます。

では、説明資料にお戻りいただきたいと思えます。概要につきましては先ほど説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

2、対象区域でございます。記載の約28.0haになります。

では、2ページをお願いします。

3、これまでの経過でございます。本年3月の都市計画審議会へ原案を報告した後、原案および案の公告・縦覧・意見書の受付など、都市計画手続を行ってきたところでございます。

4、議案でございます。都市計画案の理由書、計画書、計画図等を3ページ以降に記載しております。内容については原案から変更ございませんので、後ほどお目通しいただければと思えます。

5、今後の予定でございます。8月に都市計画変更の告示を予定しております。

6、添付資料でございます。本資料の17ページに参考資料①として現況写真を添付しております。

また、先ほど御覧いただきました参考資料②では、その裏面になりますが、そちらをお

目通しいただきますと、今回の変更に関わる点を赤字で示しております。地区公園1号につきましては、今回の区域変更によりまして約1,700㎡となります。また、黒のアンダーラインの箇所につきましては、地区計画の策定時には新設を予定しておりました道路・公園が現在整備済みになっているなど、時点修正や地区計画の記載方法を現行の表示に合わせるなど文言修正を行った箇所がございますので、方針や目標等を変更しているものではありません。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございます。説明は終わりました。御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(発言する声なし)

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、議案第509号につきましてお諮りいたします。

議案第509号につきましては、案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

これで議案に関する審議は終わりました。

つぎに、報告事項に移りたいと思います。

報告事項、重点地区まちづくり計画の案(補助156号線沿道周辺地区)につきまして、御説明をお願いします。

○西部地域まちづくり課長 私から、報告事項説明資料①および②を用いまして、補助156号線沿道周辺地区の重点地区まちづくり計画の案について説明いたします。

まず、説明資料②、概要版を御覧ください。資料の左下に位置図を載せています。地区の場所は西武池袋線の大泉学園駅から保谷駅の間、北側、一点鎖線で囲まれた区域で、約

85.6haの広さです。この地区の中心を東西方向に都市計画道路補助156号線が通っています。現在、この区間だけ道路が完成していないため、東西から補助156号線を通ってくる交通がこの区間で分散し、生活圏の中に車が入り込んでいる状態です。

恐れ入ります、説明資料①、冒頭にお戻りください。1、概要です。この区間の補助156号線については、令和3年4月に施工者である東京都が事業認可を受け、整備を進めています。練馬区都市計画マスタープランでは、補助156号線の沿道は、周辺と調和しつつ建物の中層化を図る、また、その周辺については、低層住宅地として住環境の維持向上を図るとしています。補助156号線の整備に伴い土地利用の変化が見込まれ、適切な土地利用の誘導が必要なことから、練馬区まちづくり条例に基づく重点地区まちづくり計画を策定いたします。

ここで、資料の23ページを御覧ください。重点地区まちづくり計画について説明します。重点地区まちづくり計画とは、地域の皆様と協力してまちづくりに取り組むための方針などを示すものです。土地や建物に対する制限が発生するものではありません。

資料の左側に手続の流れをフロー図でお示ししています。フロー図の1番目の枠、計画を検討する区域の指定を行った後、まちづくりアンケートや協議会から頂いた提言書などを踏まえ、区が計画の素案を作成します。作成した素案について、4番目の枠になりますが、説明会等でいただいた地域の意見・意向を反映させ、原案を作成します。原案について審議会の意見聴取を行い、それを踏まえて作成したものが計画案となります。上から6番目の枠です。今後も手続を進め、下から3番目の枠になりますが、計画を決定し、その後も引き続き、計画の具体化に向け地区計画などの検討に取り組んでいきます。

恐れ入ります、1ページ目にお戻りください。2の計画の名称、3の計画の対象区域については、記載のとおりとなります。

4、これまでの経過です。平成30年8月、まちづくり準備会を開催し、11月に重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定を行い、まちづくりに着手しました。令和元年5月に協議会が設立され、沿道でのまちづくりについて、これまでに15回の協議会を開催し

てまいりました。この間、地域にお住まいの方や地権者の方、約6,000件を対象に、ニュースを5回発行しています。令和3年2月に地域の皆様へまちづくりアンケートを行い、1,500件以上、約25%の返答を頂いています。その結果を踏まえ、令和3年10月に提言書を提出いただいています。提言書が提出されたことを受け、令和4年11月、計画の素案を作成、令和5年1月に素案説明会を開催し、地域から御意見を伺いました。2月、計画の原案を作成、3月、まちづくり提案・担当部会で意見を聴取し、案を作成したところです。

2ページ目をおめくりください。5、添付資料です。重点地区まちづくり計画の案の理由書、区域図、計画案本編、手続の流れ、現地航空写真、現況写真、練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会の答申文の写しをそれぞれ記載のページにお付けしています。後ほど御確認をお願いいたします。

それでは、重点地区まちづくり計画の案について説明いたします。再度、説明資料②、概要版をお願いいたします。

まず、一番上の黄色い帯を御覧ください。まちづくりのコンセプトです。「みどりあふれ、安全・安心で快適な“暮らし続けたい”を叶えるまち」と設定し、検討を進めました。

つぎに、緑の帯を御覧ください。地区の現状と課題です。本地区は、暮らしの身近なところに生産緑地や社寺、白子川の水辺空間があり、みどり豊かで良好な住環境が形成されています。一方で、狭い道路や見通しの悪い交差点も点在しており、東西方向の道路である補助156号線が整備されると、南北方向の円滑な交通の確保が課題となっています。

そこで、ピンクの帯になります。上記を踏まえた目指すまちの姿を三つ定めています。補助156号線沿道の利便性と周辺環境が調和したまち、みどり豊かで落ち着いたまち、安全安心で災害に強いまちの三つを掲げています。

つぎに、まちづくり構想図です。補助156号線については東京都が整備を進めています。16mの幅員に整備することにより、狭い生活道路を通行している交通が補助156号線に転換され、地域の安全性が向上します。区域の西側の紫の円い点線の道路、これは主要区道64号線で、この地区の主要な南北方向の道路です。生活幹線道路の整備促進路線となって

おり、将来的に12mの幅員に整備をする計画です。図の左下に円い印をつけていますが、保谷駅のすぐ東側に位置する踏切付近について、道路が狭くなっている部分があり、その部分の道路の改善を検討することと、計画上しています。それから、図のグレーの円い点線については、区域内において通り抜けている道路ネットワークを示しています。この中から、南北方向を中心に安全で円滑な交通の確保について、今後検討をしてみたいです。構想図では、地区内を5色に色分けを行っています。それぞれの区域の特性に合ったまちづくりの方針を設定しています。

つぎに、資料の右側を御覧ください。まちづくりの方針です。オレンジ色の帯が四つありますが、それぞれ土地利用、道路・交通、みどり・景観、防災の四つのテーマに分け、方針を定めています。

土地利用としては、先ほどの5色の色ごとに方針を定めました。最初の補助156号線沿道では、後背住宅地に配慮した中層の住宅と生活利便施設を誘導し、つぎの住宅地区では、みどり豊かでゆとりと落ち着きのある住環境を保全、としています。つぎの濃い緑色の住宅地区（生活幹線道路等沿道）については、中低層住宅地と小規模店舗等が立地した街並みを形成としています。ほかの2色の地区についてもそれぞれ設定していますので、お目通しをお願いいたします。

つぎのオレンジの帯、道路・交通としては、先ほどの説明に加えて、隅切りの確保を記載しています。みどり・景観の方針としては、農地の保全・活用やみどり（公園・緑地等）の整備と魅力ある景観づくりを、防災として、補助156号線沿道の延焼遮断機能の形成や、緊急車両が入りやすい幅員6mの道路整備を推進としています。また、敷地の細分化防止や、浸水被害軽減のため浸透ますの設置を促進、としています。

最後に、まちづくりの流れとしてスケジュールの概略を記載しています。左から、令和3年度にまちづくり提言書を取りまとめ、令和5年度に重点地区まちづくり計画の決定を予定しています。令和6年度以降になりますが、まちづくりのルールを検討し、さらにそれ以降、地区計画などの決定を予定しています。

恐れ入ります、説明資料①にお戻りください。2ページ目をお願いいたします。

○西部地域まちづくり課長 6、今後の予定です。令和5年7月6日から27日まで、案の公表・縦覧、意見書と公述の申出の受付、この期間に合わせまして7月8日、9日に案の説明会の開催、10月に練馬区都市計画審議会の意見聴取を行い、11月に重点地区まちづくり計画を決定し、公表する予定です。

説明としては以上です。よろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。説明は終わりました。

本件につきましては、令和5年3月開催の練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会で審議をしていただいております。

部会長を務めていただいております本審議会の田崎副会長から、今の説明につきまして何か補足等がございましたら、お願いします。

○副会長 今御紹介いただきました田崎です。3月27日の部会の議論について簡単に御報告をします。

まず、お手元の27ページにある提案担当部会の答申の内容を御覧ください。

一つ目ですが、大泉第四小学校の北側に、計画地域からは外れますが、したみち通りという東西に車が流れる道路があり、交通量がかなりあるが、歩道が整備されておらず危険な状況だという話がありました。

本計画の地区内にはいくつか学校がありますので、まちづくりの地区内においても、主要な生活道路の整備については交通安全への配慮を十分に行っていただきたいと思います。

また、東京都により補助156号線が整備され、ほかの道路から補助156号線に車が流入してきたときに子どもたちが安全に通れるように、区道との接続部分の信号機の位置、横断歩道の場所、隅切りなど、区と地元の方々とよく話した上で都に要望してほしいというのが一つ目の話です。

二つ目は、この地域の防災性とか安全性を高めるためにこの重点地区まちづくり計画の具体化が必要なんだということをよく説明してほしいということです。

三つ目は、読んでいただいたとおりなんですが、この地区は大泉学園駅に近い東側と保谷駅に近い西側とでは、公園や緑地の数が違うんですね。ですので、緑地の整備といっても一律にやるのではなくて、東側では少し足りないので、生産緑地も含めてバランスよく考えていただいたらどうだろうか、そういう議論で、今回この3点について答申を書かせていただきました。

私の説明は以上です。

○会長 田崎部会長、ありがとうございました。

では、委員の皆様から御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

○委員 重点地区まちづくり計画の素案については、説明会なども行われているということですがけれども、参加された方や区民の皆さんからどのような意見が出されているのか、もし分かれば教えてください。

○西部地域まちづくり課長 素案の説明会は令和5年1月28日と29日、土日になりますけれども、2日間、合わせて53名の方に御来場いただきました。いただいた意見の中では、補助156号線の事業はいつまでになるのか、用途地域が変わるといのはいつになるか、といった御質問と、計画の内容については、みどりを保全していくということ、水辺空間を確保していくということは、環境にとってよいことだという御意見をいただいています。

以上です。

○委員 分かりました。ありがとうございました。そういった意見があったと。同時に、この重点地区まちづくり計画の前提となる補助156号線の説明会では、かなり住民の方が強く道路整備の計画自体に反対をしたと。町会も含めて、かなり強い反発があった道路です。もちろん地域としては踏切の渋滞の解消なども求められているというふうに思うんですけども、今後、北側に放射7号線も事業化されて整備が進んでいると、それから、いつになるかまだ分からないですけれども、西武線の立体化なども今後行われる可能性もあるということで、本当にこの道路が必要なのかということも計画の説明会ときには出されていまして。それはもう進めると、そして、それを前提として重点地区まちづくり計画

を今回、案として出してきたということです。やはり今までの経過を見ても、必要性も含めてなんですけれども、住民の皆さんの声、地権者の皆さんの声をちゃんと聞くというふうになっていなかったというように思います。案になって、これから進めるということですけれども、よくよく地権者の皆さん、住民の皆さんの声を聞いた上で慎重に進めていただきたいというように思います。やはり合意を得ながらやっていくと。先ほども防災性のことに関していえば、住民の皆さんの話を聞いていただきたいという声もありましたので、ぜひその点は注意してやっていただきたいということをお願いして、終わります。

○西部地域まちづくり課長 今お話がありました、説明会での反対の意見があったということなんですけれども、平成30年、かなり前になりますけれども、東京都が行った事業説明会、この段階では一部の町会から反対の意見があったということは承知をしています。ただ、令和元年からまちづくり協議会を15回ほど開催していますけれども、私も何度も協議会に参加していますが、私の知っている限りでは反対の御意見はなく、早期整備を求める声をいただいています。それから、東京都にも問合せをいたしました、今の段階では反対の意見は特に来ていないということです。

それから、補助156号線につきましては、平成28年に東京における都市計画道路の整備方針、第四次事業化計画において必要性を確認して、優先整備路線に位置付けているというところです。先ほども御説明しましたが、この区間だけ道路が完成していないため、東西から補助156号線を通ってくる車がこの区間で分散してしまっていて、生活圏の中に車が入り込んで危険な状態があります。今回の整備により道路ネットワークが形成され、狭い生活道路を通っている交通がこちらに転換されて、地域の安全性が見込まれます。

また、地域の方にはまちづくりニュースの配布をしております、アンケートの回答率も25%という非常に多くの回答をいただいています。今後も説明をしながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○委員 私も地元のことなので、一言二言申し上げたいと思いますが、私も基本的に、こ

のまちづくり計画の素案の説明会だとか、それからまちづくり協議会なんかもなるべく傍聴させていただくようにして、現場で足を運んで、ずっとこの経過を見てきました。

そうした中で、今、担当課長から御説明があったように、一番最初の補助156号線の整備のときは、確かにごく一部の地権者の方が反対をされている様子もあったんですけども、この数年間ずっとまちづくり協議会を進めてくる中で、基本的に地域の方は、先ほど部会長からもお話があったように、どうしてもこの生活道路に車が流入してきてしまっていて、とても危険だという状況を理解されていて、私も実は数年前までこの地区内に住んでいたことがあって、本当に毎日毎日、車が猛スピードで通っていく、特に西東京市のほうの道路がしっかりできた後は、本当に流入してしまっていて、すごいスピードで駆け抜けていくのを毎日見ていたので、しっかり早く都市計画道路を完成させてほしいなというふうに個人的にも思いましたし、大体まちづくり協議会の中等では、地域の方はそういった声が多くて、安全な道路整備をしっかりとやってほしいというような、そうした思いで皆さん、臨まれていたんだろうなというふうに思いますので、先ほどの委員の意見というのは本当に、どうなのかなというふうに思って、私は聞いておりました。

そうした中で、この地域の、私も協議会等を傍聴させていただく中で、補助156号線の整備はまず、しっかりやってほしいと、そして、大泉小学校だとか大泉第六小学校の子どもたちの安全対策、こういったところも含めて、また、可能であればその沿線のどこかに、例えば交番を作ってほしいなんていう意見も出ておりましたので、そういったことも御紹介をさせていただきます。併せて、協議会の中でこの地域の方の要望が強かったのが、この東西道路が完成したとしても、やはり南北の移動手段がどうしても弱いということと、あと、この地域の一番の課題は踏切の安全対策なんですね。

特に、私も議会でよく取り上げていますけれども、保谷駅の東側にある大泉学園の第9号踏切というところが本当に危険な状態で、車と歩行者が、狭くて、交錯してしまうような状況というのを毎日目にしています。今回のまちづくり計画の案の中には、その9号踏切に関してしっかりと局所改修を行っていくというような、そうした方針も盛り込んでい

ただきましたので、ここはスピーディーに対応していただきたいなというふうに思います。

また、南北道路の部分で言えば、この地図の中の一番左の紫の点線である主要区道64号線、生活幹線道路をしっかりと整備していくことが何よりも必要なんじゃないかなというふうに思います。そのあたりのお考えをお聞かせください。

○西部地域まちづくり課長 今お話がありました、区域の西側を南北方向に通っている主要区道64号線についてですが、区としてもこの区域を流れる南北方向の主要な道路というふうに認識をしています。今回、踏切についてですが、踏切の北側について道路が狭くなっているところがありますので、事業化はまだですが、この主要区道64号線の事業化に先立って、局所改修を進めていきたいと考えています。

以上です。

○委員 ありがとうございます。踏切のところはしっかりと対処していただいて、そして将来的に、生活幹線道路の整備促進路線になっているわけですから、主要区道64号線の部分も区として取り組んでいただくよう要望して、終わります。

○会長 ほかに御発言ありませんでしょうか。

○委員 今、部会長からしたみち通りの話があったんですが、したみち通りのちょっと南側に暗渠、どぶ板通りがあるのですが、子どもたちは比較的、あそこを使って小学校に行っている、私の記憶ではそうなんですが、そういう話は出なかったのでしょうか。車が通らないからあちらのほうが安全に通学できるんです。

○西部地域まちづくり課長 今、この地区の北側になりますけれども、検討する区域の一点鎖線を通してのところのすぐ北側に、大泉堀といわれている白子川の支川が流れています。この区域の外側ではあるんですけれども、地域の方からは、子どもが通っている、それから、近くに用事があるときに使っているというようなことは聞いてございます。

○委員 そういう話が出たのでしたら、現況を把握してくれていて有り難いなと思います。今の関連の話で、したみち通りの小泉橋の交差点から南に向かって妙福寺のほうに向かうと、一部だけ歩道があるんです。その道路は残念ながらみどりバスのルートになっている

から、この機会に補助156号線沿道のまちづくりに合わせて、その扱いもしっかりしますよという説明を部会長がしてくれたのか分からないですが、やっぱりすごく中途半端になっているんです。バスは通っているけれども、歩道がある部分と、どぶ板通りの部分、少しぐらいまではあるのですが、あとの南側は一切ないんです。バスが来ると、バスの通過のために車が一齐に止まっちゃうので。そういった貴重な地域の声を聞いてもらっしやると思いますが、権利が関係するから本当は気軽に言うてはいけないかなと思いつつ、皆さん現状はやはりあのままでいいとは思っていないと思うんですよね。計画策定の機会に合わせて、やはり何らかの手だてはしてほしいなという意見ですけれども、その点について聞いて終わります。

○西部地域まちづくり課長 今、委員からおっしゃられた主要区道66号線については、みどりバスの大泉ルートになっています。こちらの道路の一部区間について、十分な幅員が確保されていなくて、みどりバスが大型車両と擦れ違うときに歩行者などが危険な状況があります。この道路はやはり地区の主要な生活道路と考えていまして、6 m以上の幅員を確保するなど、道路ネットワークの充実を図りたいと考えています。現在、沿道にお住まいの方や地権者の方を訪問して、まちづくりの内容や意義を説明しながら御意見を伺っているところです。そういった動きの中で検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○会長 よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○委員 今後かもしれないんですが、ぜひ、小学校、中学校が多いゾーンでもございますので、ゾーン30とかゾーン30プラスとか、そういったもので生活道路の安全を図るということも当然考えられるのかなと思うんですが、つぎのステップかもしれませんが、そのようなことももしお考えであれば、お聞かせいただければと思います。

○西部地域まちづくり課長 今、学校が多いというお話をいただきまして、私どもも認識をしているところです。現在、学校の近くの道路については、図を御覧になっていただけ

ると分かると思うんですけれども、グレーの、今5 mぐらいになっている道路を6 mにしていこうということを考えておりました、これは緊急車両ですとか災害時に避難できるようにといった意味合いも多くあります。それで、こういった道路が5 mから6 mぐらいに拡幅することによって、スピードが急増するというようなことは考えていませんが、交通管理者や学校と協議しながら、安全対策を考えながら検討を進めていきたいと考えています。

○委員 ありがとうございます。ぜひ地区の静音化につきましても引き続き御検討を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

(発言する声なし)

○会長 よろしいですか。

では、ほかに御発言がなければ、報告事項をこれで終わりにしたいと思います。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

最後に、事務局から連絡がございます。

○都市計画課長 次回の都市計画審議会の日程について御案内いたします。

次回につきましては、8月31日木曜日を予定しております。生産緑地地区の変更を審議していただく予定です。開催通知は改めてお送りいたしますが、予定に入れていただければと思います。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

これで本日の都市計画審議会を終わります。

皆様どうもありがとうございました。